

令和元年度における各部会の審議内容

○里親認定部会

○子供権利擁護部会

○児童虐待死亡事例等検証部会

○保育部会

里親認定部会 審議内容

1 開催回数（過去5年）

年度	27	28	29	30	R1	合計
開催回数	6	6	8	6	6	32

2 審議件数（過去5年）

年度	諮問件数					審 議 結 果														
						適格数					不適格数					再調査数				
	養育	縁組	専門	親族	計	養育	縁組	専門	親族	計	養育	縁組	専門	親族	計	養育	縁組	専門	親族	計
27年度	68	74	0	0	142	66	74	0	0	140	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0
28年度	60	79	1	2	142	59	77	1	2	139	1	0	0	0	1	0	2	0	0	2
29年度	57	90	0	3	150	56	90	0	3	149	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
30年度	63	100	1	0	164	61	100	1	0	162	0	0	0	0	0	2	0	0	0	2
元年度	79	112	1	5	197	76	110	1	5	192	0	1	0	0	1	3	1	0	0	4
合計	327	455	3	10	795	318	451	3	10	782	3	1	0	0	4	6	3	0	0	9

※平成30年10月1日申請分より新基準適用

※養育＝養育家庭、縁組＝養子縁組里親、専門＝専門養育家庭、親族＝親族里親

子供権利擁護部会 審議内容

1 開催回数（過去5年）

年度	27	28	29	30	R1	計
開催回数	12	12	12	12	12	60

2 審議件数（過去5年）

年度	27	28	29	30	R1	計
（1）児童又は保護者の意向と児童相談所の措置が一致しない事例	79	64	62	42	44	291
（2）児童相談所長が必要と認める事例	3	2	7	14	17	43
（3）緊急を要し、諮問する暇がなく事後報告となった事例	1	0	1	1	2	5
（4）親権者等の意に反して2か月を超えて一時保護を行う事例（※）	27	29	36	—	—	92
（5）子供の権利擁護専門相談事業において、特に困難な事例	0	0	0	0	0	0
（6）その他（意見聴取した事例のその後の経過報告など）	0	0	0	0	0	0
計	110	95	106	57	63	431

※平成30年度以降は、直接、家庭裁判所に申立てを行っている。

3 被措置児童等虐待の状況報告件数（過去5年）

年度	受理	調査 済み	虐待 該当	虐待該当内訳			
				社会的養護 関係施設	里親等	一時保護 施設等	障害児 施設等
27年度	37	37	14	12	1	1	0
28年度	32	32	13	8	4	0	1
29年度	25	25	13	10	1	1	1
30年度	25	24	11	9	1	1	0
元年度	35	34	18	15	1	0	2

*30、元年度の調査済み件数は、令和2年12月1日現在

児童虐待死亡事例等検証部会 審議内容

1 開催回数（過去5年）

年度	27	28	29	30	R1	計
開催回数	4回	6回	6回	11回	6回	33回
ヒアリング等を実施した関係機関	12機関	6機関	7機関	9機関 (5機関)	9機関 (2機関)	—

()は事務局ヒアリング実施機関で内数

2 審議内容

<平成27年度検証>

- 平成26年度中に発生した重大な児童虐待10事例のうち、6事例を検証。
- 6事例のうち2事例は部会による検証、1事例は児童相談所が関係自治体の検証報告を基に更に検討を加え部会に報告、3事例は児童相談所自らが検証し部会に報告。
- 報告書「児童虐待死亡ゼロを目指した支援のあり方について(足立区内発生事例)」(H28.7.8)
- 報告書「児童虐待死亡ゼロを目指した支援のあり方について」(H29.4.27)

<平成28年度検証>

- 平成27年度中に発生した重大な児童虐待6事例のうち、2事例を検証。
- 2事例ともに部会による検証。
- 報告書「児童虐待死亡ゼロを目指した支援のあり方について」(H30.1.25)

<平成29年度検証>

- 平成28年度中に発生した重大な児童虐待13事例のうち、2事例を検証。
- 2事例とも部会による検証（うち1事例は他県自治体と情報を共有して検証）
- 報告書「児童虐待死亡ゼロを目指した支援のあり方について」(R1.10.10)

<平成30年度検証>

- 平成29年度中に発生した重大な児童虐待9事例全てを検証。
- 全ての事例について、調査票による総体的な分析を実施。うち1事例は、他県検証部会と情報を共有して検証。また、3事例は、事務局で関係機関にヒアリング等を行い、部会で検証。
- 報告書「児童虐待死亡ゼロを目指した支援のあり方について(平成30年3月発生事例)」(H30.11.14)
- 報告書「児童虐待死亡ゼロを目指した支援のあり方について」(R1.12.23)

<令和元年度検証>

- 平成30年度中に発生した重大な児童虐待等15事例全てを検証
- 全ての事例について、調査票による総体的な分析を実施。うち2事例は部会による検証。
1事例は事務局がヒアリングを行い、部会で検証。
- 報告書「児童虐待死亡ゼロを目指した支援のあり方について」(R2.12.21)

※別紙【概要版】参照

<令和2年度検証>

- 令和元年度中に発生した重大な児童虐待18事例を検証中

児童虐待死亡ゼロを目指した支援のあり方について【概要版】

一令和元年度東京都児童福祉審議会児童虐待死亡事例等検証部会報告書一

1 検証対象事例及び検証方法

東京都において平成30年度に発生した重大な児童虐待の事例等全てについて、調査票を用いて、総体的な分析・検証を行った。

また、そのうち東京都・区市町村の関与のあった3事例について、関係機関に対し、詳細な経過等のヒアリング・調査を行い、事例から明らかになった課題等について、検証部会において改善策を検討した。

2 調査票による分析・検証結果

- 平成30年度に発生した重大な児童虐待の事例等の総数は15事例、死亡等に至った子どもは19人である。
- 15事例の虐待の類型は、身体的虐待が6事例、ネグレクトが6事例、性的虐待が1事例、不明が2事例であった。主たる虐待者は、実母が12事例、実父（または継父）が2事例、実母と実父が1事例であった。
- 子ども19人の年齢は、乳児（0歳）が10人、幼児が3人、小学生が4人、中学生が2人であった。0歳児の割合は約53%で最も多く、0歳0か月は3人であった。
- 0歳児10人のうち、ゆりかご面接（※）の事業開始後に生まれた子どもは9人で、母子健康手帳が発行され、母がゆりかご面接を受け、妊婦健康診査（以下、「妊婦健診」という。）を受診している子どもは3人であった。残りの6人のうち、2人は母子健康手帳は発行されたものの、ゆりかご面接や妊婦健診は未実施、未受診であり、4人は母子健康手帳の発行がなく、ゆりかご面接や妊婦健診は不明であった。

このことから、妊娠・出産・子育てにおける切れ目のない相談支援体制の更なる充実と、父母が出産や子育てに関する不安や悩みを気軽に相談できる関係づくりが重要であると言える。
- 保育所や学校等の所属のある子どもは10人で、このうち、児童相談所や子供家庭支援センターの関与がなかった子どもは6人であった。子どもたちは1日の大半を保育所や学校等で過ごしていることから、職員は虐待を発見しやすい立場にあることを自覚の上、日常的に子どもたちや保護者の様子を観察し、虐待の早期発見に努める必要がある。

（※）ゆりかご・とうきょう事業（現在の「とうきょうママパパ応援事業」における保健師等による妊婦全数面接（平成27年度開始））。

3 ヒアリング・調査による検証事例の概要、主な課題と改善策

【事例1】家族全体のリスク評価ができておらず、母に寄り添った支援ができなかった事例 p8～

父から子への暴言・暴力について、障害者支援センターが母に子供家庭支援センターへの相談を促す。母は消極的ながらも相談機関との面接ができていたが、子供家庭支援センターがDV疑いのある父とは会えないまま母が子どもたち3人を巻き込んだ心中により死亡し、その後、父も自死した。

関係機関：子供家庭支援センター、障害者支援センター、保健機関、小学校、保育所

課題	改善策
【家族支援という視点に立った対応について】 ○ 子供家庭支援センターは、母の困り事の背景に、虐待の疑いだけでなく、DV問題等が存在するにもかかわらず、それらの視点での評価を行っていなかった。また、障害者支援センターも、母から夫婦関係の話を聞いてい	・ 子供家庭支援センターは、虐待とDVは家族内の暴力として密接な関係にあることから、父母間のDV、子どもへの虐待が疑われる場合、援助者側は常に、DVの背後に虐待がないか、虐待の背後にDVがないか、とい

たが、DVという視点での対応が不十分だった。	う視点を持ってケース対応することが必要である。また、要保護児童対策地域協議会（以下、「要対協」という。）の他の関係機関においても、同様の視点を持って虐待対応を行うことが必要である。 ・ 保護者間においてパワーバランスが不安定なことを把握した場合には、弱い立場に置かれる相談者の視点に立ち、孤立化させないよう援助していくため、女性相談所管部署も含めた要対協個別ケース検討会議を行い、援助方法を検討すること。 ・ 東京都は、子どもや子育て家庭に関わる機関に対し、児童虐待とDVの関係性や対応等について、研修等で周知していくことが必要である。
-------------------------------	--

【事例2】関係機関間で特定妊婦として対応することができなかった事例 p12～

第1・2子について、児童相談所が虐待を主訴に児童福祉司指導措置をかけていた家庭。母が本児妊娠後に、母の過量服薬により入院となり、第1・2子が一時保護された。各機関が家庭訪問により養育状況を確認する中、本児が救急搬送され、搬送先医療機関で死亡が確認された。

関係機関：児童相談所、子供家庭支援センター、保健機関、医療機関

課題	改善策
【特定妊婦への対応等】 ○ 母（妊婦）について、児童相談所は特定妊婦として支援が必要との認識を持っていたが、子供家庭支援センターや保健機関は、特定妊婦として対応が必要であるという認識がなかった。保健機関においては、ハイリスク妊婦という位置づけをしていたが、特定妊婦として要対協への登録を行っていなかった。 ○ 母の過量服薬後、児童相談所、子供家庭支援センター、保健機関で母自身のメンタルヘルスについてのアセスメントや見立ての共有	・ 子供家庭支援センターや保健機関は、妊娠届が出された妊婦について、どのようなアセスメント結果の場合に特定妊婦として支援対象とするのかを要対協の中でルール化しておくこと。保健機関はハイリスク妊婦について要対協を活用した援助が必要な場合には、必ず特定妊婦としての登録を行い、当該妊婦を取り巻く関係機関での個別ケース検討会議を開催し情報共有と各機関の役割を確認すること。特に、児童相談所の関与歴がある母（妊婦）に対しては、妊娠がわかった段階から支援へつなげること。 児童相談所、子供家庭支援センター、保健機関等、特定妊婦としての対応が必要との認識を持った機関が、気付いた段階で要対協個別ケース検討会議を提案し、特定妊婦としての登録を行い、役割分担をして援助する必要がある。 ・ 母が悩みを抱えていたり、心身の不調や家庭環境の問題など支援が必要な状態を把握した場合には、要対協個別ケース検討会議を開

をしておらず、具体的にどのような支援を行っていくべきかが、明確にできていなかった。	催し、速やかに情報を共有して支援の方向性や役割を検討すべきである。 東京都は、妊娠期からの切れ目のない支援の充実を図るため、特定妊婦への対応について、保健機関、子供家庭支援センター、児童相談所等の職員に対して研修等の充実を図ること。
--	---

【事例3】支援の受入れに消極的な家庭で子どもが亡くなった事例 p16～

児童相談所と子供家庭支援センターが虐待の疑いにより関与（子供家庭支援センターが主担当機関。）。軟便と下痢が続いていたため、父が本児を医療機関に受診させようとしていた矢先、顔面蒼白状態の本児を発見し、救急搬送されたが搬送先医療機関で死亡が確認された。

関係機関：児童相談所、子供家庭支援センター、保健機関、医療機関

課題	改善策
【子供家庭支援センターや保健機関の対応】 ○ 本児の退院前に、子供家庭支援センターと保健機関で週3回の訪問を説明していたにもかかわらず、体重の増加が良好であったこと、母が就労を辞めたこと、親族支援を受け入れたこと、1回目の訪問時に父母が消極的であったこと等をもって、訪問頻度を極端に減らしてしまった。 ○ 子供家庭支援センターと保健機関は、協働して訪問を実施していたが、本児の体重増加など表面的な確認にとどまり、両親の養育意欲や能力や祖父母との関係性等についてのアセスメントを行わなかった。また、要対協個別ケース検討会議を実施するなど、児童相談所や医療機関との情報共有や役割分担を行わなかった。	- 退院前に保護者と約束の上で計画した訪問頻度を、保護者の訪問受け入れに消極的な態度等に配慮して低減するのではなく、予定された訪問を実施した上で、複数の関係機関でアセスメントを行い、必要な回数に見直すべきである。 - 子供家庭支援センターは、父母や関係する親族に対して必要な調査を行い、それにより把握した情報や見立てを踏まえてアセスメントシートなどの客観的な指標を根拠にアセスメントをした上で、関係機関で要対協個別ケース検討会議を行って情報共有と援助方針の決定及び役割分担をする必要がある。 また、調査を通じて援助ニーズを把握し、当該家庭に必要な資源を提供することで、保護者と信頼関係を築き、SOSを発信しやすい環境を整える必要がある。

保育部会 審議内容 (令和元年度)

1 開催回数

	4月～2月 (各月1回)	3月	合計
開催回数	11	4	15

2 審議件数

■保育所認可

		4月			5月			6月			7月			8月		
		諮問	答申		諮問	答申		諮問	答申		諮問	答申		諮問	答申	
			適	否		適	否		適	否		適	否		適	否
保育所認可	計画承認	39	39	0	45	45	0	32	32	0	31	31	0	21	21	0
	設置認可	4	4	0	10	10	0	4	4	0	2	2	0	3	3	0

		9月			10月			11月			12月			1月		
		諮問	答申		諮問	答申		諮問	答申		諮問	答申		諮問	答申	
			適	否		適	否		適	否		適	否		適	否
保育所認可	計画承認	19	19	0	14	14	0	14	14	0	9	9	0	12	12	0
	設置認可	11	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3	0

		2月			3月①			3月②			3月③			3月④			合計		
		諮問	答申		諮問	答申		諮問	答申		諮問	答申		諮問	答申		諮問	答申	
			適	否		適	否		適	否		適	否		適	否		適	否
保育所認可	計画承認	7	7	0	0	0	0	6	6	0	11	11	0	0	0	0	260	260	0
	設置認可	5	5	0	72	72	0	82	82	0	76	76	0	21	21	0	293	293	0

■保育所に対する事業停止命令

諮問・答申なし

■認可外保育施設に対する事業停止命令・閉鎖命令

諮問・答申なし